

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	障害者の地域生活支援給付サービスの支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、障害者の地域生活支援給付サービスの支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和7年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の地域生活支援給付サービスの支給に関する事務
②事務の概要	情報提供ネットワークシステムを利用した地域生活支援給付関係情報の提供・照会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、本市が実施する地域生活支援事業のうち、移動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援を地域生活支援給付サービスとして実施する。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①地域生活支援給付の支給申請の受理及び支給決定 ②地域生活支援給付の変更申請の受理及び変更の決定 ③高額地域生活支援給付費の支給申請の受理及び支給 ④受給者証の交付
③システムの名称	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者の地域生活支援給付サービスの支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課
②所属長の役職名	障害福祉サービス課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 043-245-5228

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>各申請時には本人確認を徹底すること、またマイナンバー登録時や情報連携時には必ず複数人で処理及び確認を行うこと等を窓口担当者へ適宜指導している。</p> <p>また、現時点で重大な誤りは発生していないことから対策は十分と判断する。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	根岸 淳一	障害福祉サービス課長	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月14日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月14日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システム	Web Rings.NET総合福祉システム	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	事後	誤記の修正
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第8号、千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	番号法第19条第9号、千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項、千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の12	番号法第9条第2項 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表16の項	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号、千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の12	番号法第19条第9号 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表16の項	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 043-245-5174	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 043-245-5228	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規	十分である	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	各申請時には本人確認を徹底すること、またマイナンバー登録時や情報連携時には必ず複数人で処理及び確認を行うこと等を窓口担当者へ適宜指導している。 また、現時点で重大な誤りは発生していないことから対策は十分と判断する。	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 もっとも優先度が高いと考えられる対策	新規	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新規	十分である	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規	システムへのアクセスが可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員やアクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	